

## ウルグアイ市民権の取得による日本国籍の喪失について

ウルグアイにおいて、外国人は一定の条件を満たせばウルグアイ市民権（la ciudadanía legal uruguaya）を取得することが可能であり、これによりウルグアイ国籍保持者とほぼ同等の権利（選挙権、旅券の取得等。詳細については、ウルグアイ当局に確認する必要があります。）を得ることができますが、ウルグアイには帰化制度が存在しないため、ウルグアイ国籍を取得することは出来ません。

ウルグアイ憲法では、ウルグアイ国籍とウルグアイ市民権とは区分されていますが、日本の国籍法では、基本的に「国籍」と「市民権」を同一のものとして扱っているため、日本国籍保持者がウルグアイ市民権を自己志望により取得した場合、日本の国籍法第 11 条第 1 項の「自己の志望によって外国の国籍を取得したとき」に該当し、日本国籍を喪失することとなりますので御留意ください。

また、ウルグアイ市民権の取得により日本国籍を喪失した場合は、戸籍法第 103 条に基づき国籍喪失届の必要があります。

戸籍・国籍関係届の届出について

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/index.html>

### 【参考】

#### 国籍法第 11 項第 1 項

日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

#### 戸籍法第 103 条

国籍喪失の届出は、届出事件の本人、配偶者又は四親等内の親族が国籍喪失の事実を知った日から 1 箇月以内（届出をすべき者がその事実を知った日に国外に在るときは、その日から 3 箇月以内）にこれをしなければならない。